

事業者システム 201804 (ver1.2) による改修点

1. 移動支援事業に関するシステム改修

(1) 往路と復路の間隔が 2 時間未満の場合の片道支援加算の算定について修正。

例) 通学、通所にかかる外出において、往路が 10 時から 11 時 30 分、復路が 12 時から 13 時 30 分 (往路と復路の間隔が 2 時間未満) の場合

上記例の場合、間隔が 2 時間未満のため一連の外出扱いとなり、片道支援加算は往路又は復路のどちらか一方のみの算定となります。

下図のように、往路と復路の間隔が 2 時間未満で片道支援加算を両方算定した場合、「片道支援加算は一連サービス内で 2 回以上算定できません」という警告メッセージが表示されます。

The screenshot shows the '実績' (实绩) table with two rows of data. The first row shows a trip from 10:00 to 11:30, and the second row shows a return trip from 12:00 to 13:30. Both rows have a '片道支援加算' (One-way support calculation) value of 1. A red box highlights these values. A callout bubble points to the second row with the text: '往路と復路の間隔が 2 時間未満で片道支援加算を両方算定した場合、警告メッセージが表示されます。' (When both one-way support calculations are calculated for a round trip with an interval of less than 2 hours, a warning message is displayed.)

日	曜日	移動支援計画	計画	除算時間 (分)	内訳 (分)	算定時間 (時間)	利用形態	片道支援加算	利用者負担額相当額	提供時間	サービス
01	金	10:00	1 11:30	1 時間 30 分	90	0 時間	1	1	¥0	10:00	11:30
01	金	12:00	1 13:30	1 時間 30 分	90	0 時間	1	1	¥0	12:00	13:30

警告メッセージ: 提供実績管理
 片道支援加算は一連サービス内で2回以上算定できません。
 提供日: 1日

(裏面に続く)

2. 障害福祉サービスに関するシステム改修

(1) 国保連の簡易入力システムで作成した請求データや実績記録票等のデータの取り込みについて、「事業者システム 201804 (ver1.1)」(以下、「旧バージョン」という。)ではうまく反映されなかった部分について修正。

①居宅介護の実績記録票の印字の修正

旧バージョンでは居宅介護の実績記録票のサービス内容が数字で印字されていたものを、「身体」、「家事」といった文言で印字されるよう修正を行いました。

②日中活動系サービスの実績記録票について初期加算の利用開始日、30日目、当月算定日数の欄が印字されるように修正を行いました。

(対象サービス：生活介護、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

③計画相談支援の請求データの取り込みに対応。

平成30年度の報酬改定により、大幅に請求データのレイアウトが変更となった計画相談支援の請求データ(TH03から始まるデータ)について、事業者システムに取り込むことができるように対応しました。